

新型コロナウイルス感染症に係わる

高崎商工会議所 生命共済制度「シンフォニー共済」病気による入院見舞金の取扱いについて

平素より当所生命共済制度について、ご加入いただき厚く御礼申し上げます。

さて、高崎商工会議所では、2022年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症における宿泊療養・自宅療養などの「みなし入院」について“重症化リスクの高い方のみ入院見舞金のお支払い対象としておりましたが、政府の方針変更に伴い、2023年5月8日以降の「みなし入院」を支払対象とする取扱いを終了させていただきます。なお、下記の対象者に該当する場合は入院見舞金を給付致します。

【お支払い対象者】

- 2022年9月25日までに新型コロナウイルス感染症と判断された方

- 2022年9月26日～2023年5月7日までに“重症化リスクの高い方”で新型コロナウイルス感染症と診断された方
 - ※重症化リスクの高い方
 - ① 65歳以上の方
 - ② 入院を要する方
 - ③ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
 - ④ 妊婦

【入院見舞金申請時の必要書類】

- ・生命共済「たかさきシンフォニー」見舞金請求書
- ・新型コロナウイルス感染症により療養したことがわかる資料

ご不明な点は、高崎商工会議所 生命共済担当者までお問合せ下さい。